

Title	ジヨルジュ・スピロオプロ著『團結權』
Sub Title	G. Spyropoulos : La liberté syndicale, 1956
Author	阿久澤, 亀夫(Akuzawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1958
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.4 (1958. 4) ,p.76- 79
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580415-0076">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580415-0076</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

的な存在である。このような大家によるデモクラシーは、「Die Demokratie der Straße」によらぬ。この有名な「Straßenherrschafft」の非合理性を除くためには、デモクラシーは少数者の責任ある支配という形態をとるべきであり、以上の意味での指導者が現れる最善の體制は「議會主義」である。

以上が二編の論説の簡単な「要旨」であるが、マックス・ウェーバーは、二編を通じて「議會主義」の重要性を力説している。

同時代のハンス・ケルゼンもその著「Das Problem des Parlamentarismus, 1925」において「近代民主政治の實在性は一にかかつて、議會が現代の社會問題を解決するのに適切な道具なりや否やにあるのである。實は、民主政治と議會主義とは同意義ではなく、民主政治は議會なくして考えられる。しかしながら近代國家にとつては、この直接民主政治・國民集會での國家意思の形成は實際上不可能である。人は議會主義が、民主政治の理念を今日の社會的現實のうちで實現しうる唯一の可能なリアルな形態であると信じ切つてゐる。したがつて議會主義の解決は同時に民主政治の解決である。」と示唆しているが、議會制と民主制の問題は、ワイマール・ドイツの問題であるのみならず、わが國の現今の政治狀況に對しても重要なアウフガートとして問題提起がなされているといえよう。

(多田眞樹)

Georges Spyropoulos :

## La Liberté Syndicale

1956, p. 375.

ジョルジュ・スピロオプロ著

### 『團結權』

一 團結權の本質は、團結の自由にある。團結の自由は、團結への自由、團結における自由、團結からの自由というようにその焦點をいずれに置くかによつてさまざまの映像として理解できる。本書は、團結の自由を國家と労働組合との關係における自由、労働者個人の面からみた自由、職業集團としての労働組合の自由というように、三つに大きく分析して考察する。

ところで、本論に入るにさきだち、本書は、團結權と結社權との相違を述べる。團結の自由は、職業上における結社の自由の現れの一つであるが、團結の自由を現實化した労働組合は、主として職業上の労働者の利益を擁護する目的を持つてゐる。ここに團結の自由は、人間の活動面を主體としてその領域に出現し作用する。かつ團結の自由は、結社の自由よりもより必要度の高いもので、なんらかの職業につくといふことは、當然に團結權が、その背後において労働者の行動に關連性を持つてくるものであることを意味している。また團結の自由は、労働者個人の自由であると同時に集團の自由で

あるという點にその特異性の一つを現す。すなわち集團を創造するために個人意思の介入を許し、その判斷によつて勞働組合が構成されるが、一度團結體が構成されるやその集團としての性格から個人の行動ないし自由は規制されることになる。ここで著者は、從來からフランスに存在していた勞働組合の集團としての性格は、勞働者の個人的自由を補充する以上のなにもでもないとする考え方を批判し、フランス法が、その根底において根強く持つていた個人の「全ゆる拘束、強制、義務などからの解放」が、團結の自由によるまま適合するものでないことを認める。なぜなら右の考え方を推し進めて、團結の自由を考えるならば、勞働組合は契約となり下るからである。そこで集團の性格を勞働組合の本質として考えることによつて勞働組合は、強制を持つた團體であると理解している。

つぎにフランス憲法における團結權の保障には、特別の意義を認め、團結權が憲法によつて保障されたことを意味する。保障の對象は、一般企業の勞働者と使用者のみならず、自由勞働者および公務員なども含まれている。法的効果については、三つのもの、すなわち立法權からの自由に対する保障、行政權からの自由に対する保障、その他勞働者個人ないし勞働組合への壓迫排除の保障などである。またこの保障は、當然團結權の法的解釋に影響し、司法權の發動を支配するとみる。

二 第一編の國家と勞働組合との間における自由の問題として最初に取り上げられているのは、勞働組合結成における自由の問題である。ここにおいては、二つの制限がみられる。その一つは、勞働

組合は職業上の團體であるが故に、その目的の範圍において制限を受けること、つぎに公の秩序および國家の一般的利益により制限を受けるものであることの二點である。この二つの制限範圍内において團結の結成および加入は自由である。ところで勞働組合加入の自由は、民法上の權利能力を持つ以上認められ、既婚婦人、未成年者、無能力者などといえども加入の自由がある。しかし勞働組合は、その目的からしてなほ絶對的條件を充足する必要がある。その要件は、勞働法典第三編第二章第二條に規定する職業團體ということである。この要件は、勞働組合の組合員がなんらかの職業についているかつこうとしていいること、また結成の基盤が職種、熟練度、職場などからみて同一性を持つものであることを要求している。

勞働組合にみられる組織の自由は、内部的組織の問題が中心となり、それらのものが國家權力によつて左右されないことが必要である。組合解散における自由は、結成の自由と並んで必要のものである。組合解散は、自由意思による解散 (*dissolution volontaire*) と強制解散 (*dissolution forcée*) とがあるが、前者については消極的團結權が、後者については國家による強制的解散が問題となる。國家權力による組合解散は、行政權による解散と司法權による解散とに區別し、フランスにおいては行政權による組合解散のみ認められないことを指摘するとともに司法權による解散は認めている。かくて勞働組合に對する司法審査の問題に發展するが、勞働組合の自主性は常に他の法秩序との調和において考慮されるものであること、また法の一般的態度として司法權の介入は、許されなければならぬことを認める。

三 個人労働者の面からみた團結の自由は、組合へ加入する自由と、加入しない自由、すなわち積極的團結權と消極的團結權とがあるわけで、著者はこの二つの問題を中心として考察を進める。

まず積極的團結權については組合加入にみられる自由の原則が、團結權における本質的なものであり、これを國際間および國家内における沿革的姿において把握しようとする。つづいて會社單位の組合と集團との關係において、組合は集團のなからその力を得るとともに、この力によつて組合員に義務が生れてくることを認めてゐる。つまり著者は個人の自由と集團の自由とを區別することによつて團結にみられる矛盾への解決を引き出そうとするのである。

すなわち集團の能力は、或る限度に至るまで個人の自由を制限する性格を本質的に持つものであり、この制限は同一の職業にある相互労働者の利益を守るということにおいてその合理性を持つものであるとする。また組合加入における各種の制度がかえつて自由の制限となつて觀念される場合がみられるが、これに對する學說判例の態度を示しながら結局は労働組合を公の制度に準ずるもの (*un organisme semi-public*) としてその制限を認めようとする。そこでなお問題となるのは、組合が組合員に科する制裁についてであるが、制裁を法的にみた場合、契約不履行に對する制裁か、制度そのものからする制裁なのか。破棄院は組合の制裁を契約としてみようとする傾向を持つているが、學說はこれを團結という制度そのものが固有に持つている社會的權能であるとみる。この問題は除名の問題に發展し、除名は、組合という集團が專斷的に行う組合員資格の剝奪であり、労働者個人の基本權の侵害がみられるとしても團結と

いう集團の秩序の立場から妥當視される。しかしこれに對する司法審査は、當然に及ぶものとし、そこにおいては除名理由の正當性、除名手續の完全性などが判斷の對象として考察されなければならない。

つぎに使用者による労働組合自由の侵害とそれからの保護との問題が取り上げられる。まず最初に労働者募集の場合にみられる不當な労働者募集、黃犬契約の締結、その他のいわゆる不當労働行為などについて述べる。

最後に消極的團結權 (*aspect négatif de la liberté syndicale*) については、團結しない自由および組合の團結の強制について論じ、社會生活が集團組織として營まれる側面において消極的團結權の存在を否定し、もし消極的團結權があるとすれば、問題における第一段階のカテゴリーにおいて形式的に考慮されるに過ぎないものであるとする。かつフランス法の立場においては全く考慮されていないことを指摘する。

團結統制については、團結そのものが持つている組織強制と閉鎖條項 (*la clause insérée dans une convention collective et imposant à l'employeur l'embauche exclusive des travailleurs syndiqués*) とが、つづいてその問題點の指摘と判例、學說の態度を述べる。そこで當然に差着する問題は、*une clause de closed shop* と *une clause de union shop* とである。著者は常に比較法的立場から考察を進め、それらのものがどこまでも組織強制とは一應區別され、組合安全條項 (*securité syndicale*) として把握されていることで、これを團結權保障の憲法前文を直接的な根

據として考えることはしない。すなわち團結權は、組織強制をそのうちに持つものであるが組合安全條項の法的根據を生み出しているものではないとの立場に立つている。

四 第三編において、著者は、團結權を團結の自由という形において組合員相互間の問題として、第二に職業に結びつき、そのなかにおけるものとしての團結權の問題として、第三は企業内における團結權の存在の問題として考察してみる。つまり團結權といつても、各々労働者間における團結自由の調整の問題が介在しているわけである。また團結權は階級的なものに結びつく以前により職業的なものに結びつきこれと密接な關連を持つているとするのが著者の考え方であるが、そうだとするならば、職業のなかにおける團結權という形で、もう一度團結權を考察してみなければならぬわけである。第三の問題は企業内における團結權が、常に考察の對象として考えられているとするならば、企業との關連において考察しなければならぬ。團結を右のように職業あるいは企業と結びつけながらみてくるとき、*délégués du personnel*とか *comité d'entreprise* などの概念および制度がフランス労働法に容易に導入されてくることが理解される。

右にみたように本書は、團結權をめぐるあらゆる問題について考察を進めてみようとするものであり、團結權についての體系的研究書である。なお本書については、最初に M. Paul Durand の序文が掲げられている。

(阿久澤龜夫)